

指名停止措置の概要

1 指名停止の措置を受けた者及び住所

総合警備保障 株式会社
東京都港区元赤坂1-6-6

2 指名停止の期間及び措置対象区域

令和4年5月16日～令和4年6月15日（1ヵ月）

関東区域（茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、長野県、静岡県）

3 指名停止理由

総合警備保障株式会社の元使用人は、同社の使用人であった令和3年10月28日、ATM（現金自動預払機）のメンテナンス業務中に、千葉県内の金融機関の支店など6ヵ所に設置されたATMから現金を盗んだとして、令和4年1月5日、窃盗の疑いで千葉県警に逮捕された。

このことが、農林水産本省営繕工事請負契約指名停止等措置要領別表第2第15号（不正又は不誠実な行為）に該当するため。

4 農林水産本省営繕工事請負契約指名停止等措置要領の該当要件

別表第2第15号（不正又は不誠実な行為）

（農林水産本省営繕工事請負契約指名停止等措置要領）

別表第2 贈賄及び不正行為等に基づく措置基準

措置要件	期間及び措置対象区域
（不正又は不誠実な行為） 15 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき。	当該認定をした日から当該区域を対象として1ヵ月以上9ヵ月以内